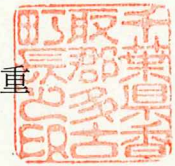


多古町告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項で準用する同法第19条第1項の規定により、多古都市計画地区計画多古台地区地区計画を次のとおり変更した。

令和2年11月30日

多古町長 所 一



- 1 都市計画の種類及び名称
多古都市計画地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
多古町多古字多古台の一部の区域